

事務連絡
令和2年6月19日

各
保険医療機関
保険薬局
柔道整復施術所
訪問看護ステーション
御中

岩手県国民健康保険団体連合会
事務局長 佐藤 新

医療費助成事業の現物給付拡大等及び岩手県医療費助成事業コード一覧表
(令和2年8月1日現在)の送付について

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年8月診療(施術)分より医療費助成現物給付が小学生から中学生卒業まで拡大されることとなりましたが、下記市町村の市町村単独医療費助成事業として、同月診療分から下記のとおり給付及び事業拡大する旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、令和2年8月診療(施術)分から給付及び事業拡大への御対応をお願いいたします。また、受給者給付拡大等に伴い、標記事業コード一覧表をお送りいたしますので御活用ください。

記

1. 給付及び事業拡大 ※変更箇所は太字及び下線部となります。

【大船渡市(子ども医療費助成事業)現物給付及び自動償還】

- 1 事業コード 出生から小学校卒業までは 10 又は 60 を使用
中学生から高校卒業までは 60 を使用
- 2 対象者 出生から高校卒業(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子ども
※ただし、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療助成事業の対象者を除く
- 3 所得制限 所得制限なし

【花巻市(子ども医療費助成事業)現物給付】

- 1 事業コード 60 を使用
- 2 対象者 高校生
※花巻市内の医療機関限定で現物給付(花巻市内の医療機関等のみ現物)と表記された受給者証を使用)
※花巻市外の医療機関等は自動償還払い

【久慈市(子ども医療費助成事業)現物給付】

- 1 事業コード 3歳未満は10 又は 60 を使用
- 2 対象者 3歳未満(出生の日から3歳に達する日の属する月の月末まで)の子ども
- 3 所得制限 3歳未満は所得制限なし